

指名停止措置一覧（業務委託）

令和7年（2025年）10月22日現在

商号又は名称	代表者役職	代表者氏名	所在地	指名停止期間		事実の概要	措置理由
				（始）	（終）		
株式会社 セイム トゥー	代表取締役	坂本 修庸	東京都港区西新橋2-14-1	令和7年 (2025年) 7月23日	令和8年 (2026年) 1月22日	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年（2025年）6月23日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第2の項（独占禁止法違反行為）に該当するため。
株式会社 中央技術 コンサルタンツ	代表取締役	甲斐 琴子	東京都新宿区西新宿8-5-1	令和7年 (2025年) 8月5日	令和8年 (2026年) 5月4日	株式会社 中央技術コンサルタンツの東北支店長（一般役員等）が、宮城県気仙沼市発注の「田中百目木線外4路線概略・予備設計業務」の入札において、公表されていない設計価格の情報を同市職員から入手し、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害罪の疑いで、令和7年（2025年）7月21日宮城県警に逮捕された。	上記事実により、「熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」及び「熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」の第2条第1項別表第2第3の項（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、指名停止となったことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第3項に該当するため。
株式会社 緑研	代表取締役	松村 弘治	熊本市東区佐土原一丁目16番37号	令和7年 (2025年) 8月6日	令和7年 (2025年) 11月5日	株式会社緑研及び同社の元代表取締役は、法人税等を脱税したとして、令和7年（2025年）7月18日、法人税法違反等の罪で熊本地方検察庁に起訴された。	法人税等を脱税したとして法人税法違反等の罪で熊本地方検察庁に起訴されたことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第7の項（不正又は不誠実な行為）に該当するため。
日本乾溜工業 株式 会社	代表取締役 社長	兼田 智仁	福岡市東区馬出1丁目11番11号	令和7年 (2025年) 10月22日	令和7年 (2025年) 11月4日	本市発注の「アルファ米（五目ご飯、白がゆ）」、「非常用保存飲料水（500ml・2L）」、「圧縮下着セット」（いずれも令和6年（2024年）10月11日契約）について、当該物品の納品は適正になされたが、仕様書に定められた各施設の受領書の提出が、正当な理由なく、期限（令和7年（2025年）3月31日）までになされなかったもの。	仕様書に定められた各施設の受領書の提出が、正当な理由なく、期限（令和7年（2025年）3月31日）までになされなかったことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第1第4項（契約違反）に該当するため。
新明和工業 株式会 社	代表取締役	五十川 龍之	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	令和7年 (2025年) 10月22日	令和8年 (2026年) 1月21日	極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社は、特定特装車製品の販売価格に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年（2025年）9月24日に公正取引委員会から違反の事実の公表を受けた。	独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から違反の事実の公表を受けたことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第2の項（独占禁止法違反行為）に該当するため。
有限会社 協和清掃 企業	代表取締役	角田 桂一	熊本市東区小山町1948番地3	令和7年 (2025年) 10月22日	令和7年 (2025年) 11月21日	本市上下水道局が発注している「下水道管路施設包括的維持管理業務委託（中央区）（第23-901号）（日常的維持管理業務）」の作業現場（中央区出水5丁目）において、令和7年（2025年）3月24日、車両系建設機械（掘削機）を後退させる際、近くにいた警備員に接触し右足くるぶしを剥離骨折（全治2か月）させる事故を発生させた。	上記事実により、熊本市上下水道局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第1第4項（契約違反）及び第6項（安全管理措置の不適切により生じた関係者事故）に該当し、指名停止となったことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第3項に該当するため。